

令和元第5回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和元年11月6日（水） 午後3時30分
閉会日時	令和元年11月6日（水） 午後4時45分
場 所	湯沢市役所本庁舎 2階 25会議室
出席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 佐藤 恵 教育委員 議席番号2 芳賀 誠 教育委員 議席番号3 阿部 和榮 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子
欠席者	なし
出席職員	教育部長 佐藤 司 教育総務課長 菅野恵美子 学校教育課長 佐藤 芳一 生涯学習課長 藤山 英信 教育総務課総務班長（書記） 木村 了
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

- 議案第12号 湯沢市立学校設置条例の一部改正の申出について
- 議案第13号 湯沢市奨学金貸付条例の一部改正の申出について
- 議案第14号 湯沢市文化交流センター条例の制定の申出について
- 議案第15号 湯沢市文化交流センター条例管理運営規則の制定について
- 議案第16号 指定管理者の指定について（湯沢市雄勝スポーツセンター）

【教育長あいさつ】

- ・12月定例会に提案する案件について、よろしくご審議願う。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号3番及び4番の委員を指名した。

令和元第5回 湯沢市教育委員会議事録

【議 事】

○議案第12号 湯沢市立学校設置条例の一部改正の申出について

(教育長が事務局に説明を求め、教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員 それぞれの状況を聞き、意見も述べてきているので、この内容で結構であると思う。ただ、学校統合は大きな問題であり、地域から学校がなくなることにに関して、今後意見や要望があると思うので、可能な限り応えていくという姿勢を統合後も含め、今後もとってもらいたい。

今後、人事、地域の行事、地域との協議会において、他の地域へ通うこととなる子どもたちが不利にならないよう、地域を大事に思う気持ちを持って統合先に行くようにしてほしい。

委員 三関小学校からの要望の樹木の消毒の件について、回答で校地内と限っているが、それでよいか。

教育総務課長 廃校後は普通財産となるため所管が変わるが、丁寧な対応をしていく旨、PTAに回答している。

委員 質問では近隣のサクランボやブドウ畑のことを書いているが。

教育部長 内容を確認したところ、校地内の樹木を消毒する際、近隣の果樹農家に迷惑がかからないよう学校で周知しており、それはどうなるのかという内容だった。

所管が変わっても同様の取扱いをしていくということである。

委員 条例改正では、稲川地域統合小学校という名称にいったん改正されるようだが、正式な名称が決まるスケジュールはどのようになるか。

教育総務課長 条例可決後すぐに準備委員会を立ち上げる。稲川地域についてはまず校名を決定しなければならない。令和2年度に決定する。

委員 名称は公募するのか。

教育総務課長 決定方法も準備委員会で協議されるが、公募も必要かと考える。

委員 三関小から要望書も出ていることから、しこりの残らない統合にしてほしい。

教育総務課長 十分配慮していく。

教育長 湯沢地域については、統合先としてしっかり受け入れられる

令和元第5回 湯沢市教育委員会議事録

ような体制にしていかなければならない。

また、地域行事の継続ができるような年間の教育活動を組んでもらいたいと考えている。

○議案第13号 湯沢市奨学金貸付条例の一部改正の申出について

(教育長が事務局に説明を求め、教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員 大幅な改正で良い。学生支援機構等との併用も可能となり、保証人の要件も緩和されている。財源の心配はないか。

教育総務課長 奨学生の人数制限を設け、財源管理を行う。

委員 学校に対してぜひPRしてほしい。

委員 人数制限の上限は設けているか。

教育総務課長 現在も設けているが申込者が少ない状況にある。

委員 基金については健全に運営されているか。

教育総務課長 健全である。しかし、利用が少なく有効に活用されていない。

委員 若者の定住に資する新たな制度も設けてほしい。

教育部長 協働事業推進課において検討を進めている。

○議案第14号 湯沢市文化交流センター条例の制定の申出について

(教育長が事務局に説明を求め、生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員 無償譲渡となるのはいつか。

生涯学習課長 令和2年4月1日である。

委員 現在の施設の使われ方と違うものになるのか。

生涯学習課長 現在と変更はない。

委員 施設は何年の建築か。劣化の状況、補修の必要は。

生涯学習課長 昭和61年の建築である。大規模な改修等は必要なく、事務室等管理エリアを一部改修する予定である。

教育部長 現在の案では放課後児童クラブと老人クラブ連合会事務局が管理エリアのスペースに入る予定である。

令和元第5回 湯沢市教育委員会議事録

- 委員 第4条の職員の規定で、置くことができるとしているが、その意味は。
- 生涯学習課長 現状、貸館がほとんどである。所長は置かず専任の職員を若干名置き、隣接する湯沢文化会館を管理主体とする予定。
- 委員 一番利用している団体やイベントは。
- 生涯学習課長 利用団体は登録制であるが、突出している団体はない。現在の利用団体にそのまま利用してもらおうイメージである。

○議案第15号 湯沢市文化交流センター条例管理運営規則の制定について

(教育長が事務局に説明を求め、生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

- 委員 他の教育委員会所管施設と同様の取扱いであるか。
- 生涯学習課長 そうである。
- 委員 第4条の減免の規定では、市内の中学校までが対象であるが、市内の高校の取扱いはどうなるか。
- 生涯学習課長 対象とはしていない。
- 委員 市内の学校という観点で、高校も考慮してはどうか。
- 教育部長 市長が特に必要と認めた場合として第7号を設けており、そちらで対応することになるかと思う。
- 委員 減免の条文に障害者の規定があるが、車いす対応のトイレは設置されているか。
- 生涯学習課長 館内の奥ではあるが、対応したトイレがある。
- 委員 使用許可書の様式に「借りたい物がありましたら事務室へおいでください。」とあるが、職員が不在ではなかったか。
- 生涯学習課長 専任の職員がいるので、貸出しも対応可能である。

○議案第16号 指定管理者の指定について（湯沢市雄勝スポーツセンター）

(教育長が事務局に説明を求め、生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

- 委員 これまでの運営で特に問題点はなかったか。
- 生涯学習課長 特段問題はなかった。利用者数も年々増加している。

令和元第5回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件名	議決結果
議案第12号	湯沢市立学校設置条例の一部改正の申出について	可決
議案第13号	湯沢市奨学金貸付条例の一部改正の申出について	可決
議案第14号	湯沢市文化交流センター条例の制定の申出について	可決
議案第15号	湯沢市文化交流センター条例管理運営規則の制定について	可決
議案第16号	指定管理者の指定について（湯沢市雄勝スポーツセンター）	可決

令和元年 第5回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和元年 11月6日(水) 午後 3時30分

場 所 市役所本庁舎 3階 会議室25

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名 (2名)

3. 議 事

議案第12号 湯沢市立学校設置条例の一部改正の申出について

議案第13号 湯沢市奨学金貸付条例の一部改正の申出について

議案第14号 湯沢市文化交流センター条例の制定の申出について

議案第15号 湯沢市文化交流センター条例管理運営規則の制定について

議案第16号 指定管理者の指定について (湯沢市雄勝スポーツセンター)

4. 報 告

5. そ の 他

6. 閉 会

令和元年 第5回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第12号 湯沢市立学校設置条例の一部改正の申出について

議案第13号 湯沢市奨学金貸付条例の一部改正の申出について

議案第14号 湯沢市文化交流センター条例の制定の申出について

議案第15号 湯沢市文化交流センター条例管理運営規則の制定について

議案第16号 指定管理者の指定について（湯沢市雄勝スポーツセンター）

議事録署名委員

3番 _____ 委 員

4番 _____ 委 員

議案第12号

湯沢市立学校設置条例の一部改正の申出について

湯沢市立学校設置条例を別紙のとおり一部改正するよう市長に申し出るものとする。

令和元年11月6日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

令和3年4月1日に三関小学校及び須川小学校を湯沢西小学校に統合すること並びに令和4年4月1日に稲川地域の4小学校を統合することについて、所要の改正を行うものです。

湯沢市立学校設置条例の一部を改正する条例

令和元年 月 日

条例第 号

(湯沢市立学校設置条例の一部改正)

第1条 湯沢市立学校設置条例（平成17年湯沢市条例第75条）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「

湯沢市立湯沢東小学校	秋田県湯沢市杉沢新所字八斗場33番地
湯沢市立湯沢西小学校	秋田県湯沢市字万石26番地
湯沢市立三関小学校	秋田県湯沢市関口字堀量68番地
湯沢市立山田小学校	秋田県湯沢市山田字土生原52番地
湯沢市立須川小学校	秋田県湯沢市相川字須川119番地7

」を「

湯沢市立湯沢東小学校	秋田県湯沢市杉沢新所字八斗場33番地
湯沢市立湯沢西小学校	秋田県湯沢市字万石26番地
湯沢市立山田小学校	秋田県湯沢市山田字土生原52番地

」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

第2条 湯沢市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1号中「

湯沢市立稲庭小学校	秋田県湯沢市稲庭町字琵琶倉24番地
湯沢市立三梨小学校	秋田県湯沢市三梨町字清水小屋244番地
湯沢市立川連小学校	秋田県湯沢市川連町字道下86番地
湯沢市立駒形小学校	秋田県湯沢市駒形町字三又前田面47番地4

」を「

湯沢市立稲川地域統合小学校	秋田県湯沢市川連町字道下86番地
---------------	------------------

」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定（別表第1号の改正規定に限る。）は、令和3年4月1日から、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中附則の改正規定は、公布の日から施行する。

(現行条例)

湯沢市立学校設置条例

平成17年3月22日

条例第75号

(設置)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、同法第1条に定める小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 市立学校の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、市立学校の組織運営及び管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定にかかわらず、別表中「

湯沢市立高松小学校	秋田県湯沢市高松字上地6番地2
湯沢市立坊ヶ沢小学校	秋田県湯沢市高松字坊ヶ沢山1番地10

」とあるのは、平成17年4月1日から「

湯沢市立高松小学校	秋田県湯沢市高松字上地6番地2
-----------	-----------------

」とする。

附 則（平成17年3月22日条例第76号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日条例第21号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月19日条例第61号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日条例第12号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

(現行条例)

附 則 (平成22年 6 月 30日 条例第21号)

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 3 月 21日 条例第10号)

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年 3 月 19日 条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

(1) 小学校

名称	位置
湯沢市立湯沢東小学校	秋田県湯沢市杉沢新所字八斗場33番地
湯沢市立湯沢西小学校	秋田県湯沢市字万石26番地
湯沢市立三関小学校	秋田県湯沢市関口字堀量68番地
湯沢市立山田小学校	秋田県湯沢市山田字土生原52番地
湯沢市立須川小学校	秋田県湯沢市相川字須川119番地 7
湯沢市立稲庭小学校	秋田県湯沢市稲庭町字琵琶倉24番地
湯沢市立三梨小学校	秋田県湯沢市三梨町字清水小屋244番地
湯沢市立川連小学校	秋田県湯沢市川連町字道下86番地
湯沢市立駒形小学校	秋田県湯沢市駒形町字三又前田面47番地 4
湯沢市立雄勝小学校	秋田県湯沢市横堀字板橋 5 番地
湯沢市立皆瀬小学校	秋田県湯沢市皆瀬字下菅生27番地

(2) 中学校

名称	位置
湯沢市立湯沢南中学校	秋田県湯沢市南台 6 番 1 号
湯沢市立湯沢北中学校	秋田県湯沢市杉沢新所字八斗場33番地
湯沢市立山田中学校	秋田県湯沢市山田字下館10番地
湯沢市立稲川中学校	秋田県湯沢市三梨町字間明田140番地
湯沢市立雄勝中学校	秋田県湯沢市横堀字板橋 5 番地
湯沢市立皆瀬中学校	秋田県湯沢市皆瀬字下菅生24番地 1

議案第13号

湯沢市奨学金貸付条例の一部改正の申出について

湯沢市奨学金貸付条例を別紙のとおり一部改正するよう市長に申し出るものとする。

令和元年11月6日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

より利用しやすい制度とするため、所要の改正を行うものです。

湯沢市奨学金制度 改正の主なポイント

変更する点	変更前	変更後
貸付月額（大学生） （条例で規定）	30,000円	50,000円
他奨学金との併用 （条例で規定）	不可（併願は可）	可
連帯保証人の要件 （規則で規定）	市内在住	住所要件を設けない
	満60歳以下	年齢要件を設けない
返還の期間 （規則で規定）	10年以内	10年以内 ただし、4年制以上の大学卒業者の場合は貸付期間の3倍以内

湯沢市奨学金貸付条例

平成25年12月13日

条例第41号

7

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、奨学金の貸付け及び返還に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高い向学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金の貸付けを行うことにより、能力に応じた教育を受ける機会を与え、もって社会に貢献する人材の育成に資することを目的とする。</p>
<p>(奨学生の要件)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者又は保護者（親又はこれに代わる者）が市内に住所を有する者</p> <p>(2) 義務教育修了後の上級学校に在学する者</p> <p>(3) 経済的理由により就学が困難な者</p> <p>(4) 身体健康で品行方正、学業優秀な者</p> <p>(5) 奨学金の返還に十分な能力を有する連帯保証人を選任できる者</p> <p>(6) 他から奨学金の貸付けを受けていない者</p>	<p>(奨学生の要件)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、経済的理由により修学が困難であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 向学心に富み、品行方正である者</p> <p>(4) 奨学金の返還に十分な能力を有する連帯保証人を選任できる者</p>
<p>(奨学生の願出)</p> <p>第3条 奨学生になることを希望する者は、規則で定めるところにより市長に願出しなければならない。</p>	<p>同左</p>

<p>(奨学生の選定)</p> <p>第4条 奨学生は、前条の規定による願出により市長が選定する。</p> <p>2 前項の選定に当たり、市長の諮問に応ずるため、湯沢市奨学生選考委員会をおく。</p>	<p>(奨学生の選定)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の選定に当たり、市長の諮問に応ずるため、湯沢市奨学生選考委員会を置く。</p>
<p>(奨学金の額等)</p> <p>第5条 奨学金の額は、修学資金については第1号から第3号まで、入学一時金については第4号に掲げる額とする。ただし、入学一時金については、学校教育法_____に基づく4年制以上の大学に在学する者に限る。</p> <p>(1) 高等学校等に在学の者 月額15,000円以内</p> <p>(2) 高等専門学校に在学の者 月額20,000円以内</p> <p>(3) 大学等に在学の者 月額30,000円以内</p> <p>(4) 入学一時金 500,000円以内</p> <p>2 前項の奨学金は、無利子とする。</p> <p>3 奨学金の貸付期間は、奨学生が在学する学校の正規の修学期間とする。</p>	<p>(奨学金の額等)</p> <p>第5条 奨学金の額は、修学資金については第1号から第3号まで、入学一時金については第4号に掲げる額とする。ただし、入学一時金については、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく4年制以上の大学に在学する者に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 大学等に在学の者 月額50,000円以内</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>
<p>(奨学金の廃止等)</p> <p>第6条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを廃止又は休止するものとする。</p> <p>(1) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。</p> <p>(2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(3) 休学し、又は退学したとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>(奨学金の廃止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。</p>

<p>(奨学金の返還)</p> <p>第7条 奨学生は、卒業その他の事由により奨学金の貸付けに係る事実が終了したときは、規則の定めるところに従い、貸付けを受けた奨学金を返還しなければならない。</p>	同左
<p>(奨学金の返還猶予及び免除)</p> <p>第8条 市長は、奨学生であった者に特別な事由があると認めるときは、必要な期間の返還を猶予し、又は免除することができる。</p>	同左
<p>(延滞金)</p> <p>第9条 奨学生であった者が正当な理由なく奨学金の返還を怠ったときは、湯沢市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(平成17年湯沢市条例第60号)の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。</p>	同左
<p>(届出の義務)</p> <p>第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 休学し、復学し、転学し、停学し、退学し、又は卒業したとき。</p> <p>(2) <u>他の奨学金の貸付けを受けることになったとき。</u></p> <p>(3) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき。</p>	<p>(届出の義務)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき。</u></p>
<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、奨学金の貸付け及び返還に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	同左

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条から第5条、第10条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、湯沢市奨学金基金条例（平成25年湯沢市条例第40号）による廃止前の稲川町ドリーム奨学基金条例、雄勝町育英資金貸付基金条例及び皆瀬村奨学金基金条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定により貸付けを決定された奨学金については、旧条例の例による。

(湯沢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 湯沢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年湯沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

議案第14号

湯沢市文化交流センター条例の制定の申出について

湯沢市文化交流センター条例を別紙のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

令和元年11月6日提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

湯沢雄勝広域市町村圏組合から無償譲渡される湯沢雄勝広域交流センターを活用し、文化の振興と生涯学習の推進を図る目的で、湯沢市文化交流センターを設置することに伴い、施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものです。

湯沢市文化交流センター条例（案）

令和元年 月 日

条例第 号

（設置）

第1条 市民の教養の向上及び文化の振興、各種団体の学習、研修等の活動を通じて生涯学習及び相互の交流促進に寄与することを目的として、湯沢市文化交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 名称 湯沢市文化交流センター
- （2） 位置 湯沢市字沖鶴69番地5

（管理運営）

第3条 センターの管理及び運営は、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

（職員）

第4条 センターに所長及びその他の職員を置くことができる。

（使用時間）

第5条 センターの使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

（使用の許可）

第7条 センターを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の許可には、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の許可の制限）

第8条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しない。

- （1） 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用させることを不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、センターの使用を許可した後、前条各号の事由が生じたときは使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、使用者に損害が生じても教育委員会はその責を負わない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得ないで使用目的を変更したとき、市又はセンターにおいて直接使用の必要が生じたときは、教育委員会は使用の許可を取消すことができる。

(使用料)

第10条 使用者から、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、使用許可と同時に徴収する。

(使用料の不還付)

第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責によらない理由により使用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長が必要と認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)

第13条 使用者は、許可目的以外に使用し、その一部若しくは全部を転貸し、又はその使用する権利を他に譲渡してはならない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、施設若しくはその附属設備を毀損し、又は滅失させたときは、市長の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、湯沢雄勝広域市町村圏組合広域交流センター条例（昭和61年湯沢雄勝広域市町村圏組合条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第10条関係）

使用料

区分 室名	開館から正 午まで	正午から午 後5時まで	午後5時か ら閉館まで	冷暖房料（1 時間につき）	燃料代（ガス 台1時間につ き）
第1研修室	750円	750円	860円	530円	100円
第2研修室	750円	750円	860円	530円	
多目的ホー ル	1,610円	1,610円	2,160円	860円	
展示交流ホ ール	1,610円	1,610円	2,160円	860円	
調理室	530円	530円	650円	100円	

（備考）

入場料を徴する場合又は営利を目的とする場合の使用料は、上記使用料の3倍（県外に住所又は主たる事務所を有する者は5倍）の金額とする。

議案第15号

湯沢市文化交流センター管理運営規則の制定について

湯沢市文化交流センター管理運営規則を別紙のとおり提案する。

令和元年11月6日提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

湯沢市文化交流センター条例の制定の申出に伴い、湯沢市文化交流センターの管理運営に関し、必要な事項を定めるものです。

湯沢市文化交流センター管理運営規則

令和元年 月 日
教育委員会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯沢市文化交流センター条例（令和 年湯沢市条例第 号）第15条の規定に基づき、湯沢市文化交流センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の申請)

第2条 センターを使用しようとする者は、あらかじめセンター使用許可申請書（様式第1号）を湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第3条 教育委員会は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、センター使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国、県、市若しくは教育委員会が主催する事業又は市若しくは教育委員会が共催する事業に使用する場合 免除
- (2) 障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第43条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持しているものをいう。）が使用する場合 免除
- (3) 市内の児童館、保育園、幼稚園、小学校又は中学校が使用する場合 免除
- (4) 市内の児童館、保育園、幼稚園、小学校又は中学校の教育関係協議会等が教育活動又は行事に使用する場合 免除（冷暖房料は除く。）
- (5) 自治活動を行う市内の団体が使用する場合 免除（冷暖房料は除く。）
- (6) 市内に活動拠点を置く福祉団体、NPO、ボランティア団体、同好会、サークル等のうち、市長が認めた団体が使用する場合 減額（冷暖房料は除

く。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合 減額又は免除
(原状回復の義務)

第5条 使用者がその使用を終えたとき、又は使用を取消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

湯沢市文化交流センター使用許可申請書

使用日時	年 月 日()午 前後 時 分から午後 時 分まで (会議開始 時 分より) (準備時間込み)		
場 所			
個人・企業・団体名			
使用目的(会議名)			
参加予定人員	男 人	女 人	計 人
<p>上記によりセンターの使用を許可くださるようお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">湯沢市教育委員会 様</p> <p>申請者 住.....所.....</p> <p>氏.....名.....</p> <p>電話番号 ()</p>			
受付番号	使用料	円	領 収 印
	冷暖房料	円	
	燃料代	円	
	合 計	円	
「免」は免除、「半」は半額、「有」は有料(全額)、「特認」は減額または免除			
①市県国：免免	②主催：免免	③障団：免免	④教育関係：免有
⑤自治：免有	⑥一般団体：半有	⑦特認	⑧減免無し
<p>※太線の内側のみ御記入ください。</p> <p>なお、冷暖房料は施設ごとの定められた期間の加算額という考え方のため、一部の例外を除き冷暖房設備の利用の有無に関わらずご負担いただくこととなりますので、よろしくご理解願います。</p>			

様式第2号(第3条関係)

湯沢市文化交流センター使用許可書

使用日時	年 月 日()午 前後 時 分から午 前後 時 分まで (会議開始 時 分より) (準備時間込み)		
場 所			
個人・企業・団体名			
使用目的(会議名)			
参加予定人員	男 人	女 人	計 人
<p>上記によりセンターの使用を許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">湯沢市教育委員会</p> <p>申請者 住.....所..... 氏.....名..... 電 話 番 号 ()</p>			
受付番号	使用料	円	領 収 印
	冷暖房料	円	
	燃料代	円	
	合 計	円	
「免」は免除、「半」は半額、「有」は有料(全額)、「特認」は減額または免除			
①市県国：免免	②主催：免免	③障団：免免	④教育関係：免有
⑤自治：免有	⑥一般団体：半有	⑦特認	⑧減免無し
注 意 事 項	<p>※ 下記の注意事項を守ってください。</p> <p>1 使用時間を厳守してください。(使用の前後は、職員にお知らせください。)</p> <p>2 備付物品の取扱いは、丁寧をお願いします。</p> <p>3 使用後は必ず整理整頓をお願いします。(元どおりにしてください。)</p> <p>4 火気については特に厳重に注意してください。</p> <p>5 借りたい物が有りましたら事務室へおいでください。</p> <p>6 借りた物は必ず元の場所に戻してください。</p> <p>7 茶器等はお貸ししますが、お茶など消耗品はご持参をお願いします。</p>		

議案第16号

指定管理者の指定について（湯沢市雄勝スポーツセンター）

指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経るため、次のとおり市長に申し出るものとする。

令和元年11月6日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

- | | |
|---------------------|----------------------------------------|
| 1 施設の名称 | 湯沢市雄勝スポーツセンター |
| 2 指定管理者の
所在地及び名称 | 湯沢市秋ノ宮字中島365番地
NPO法人 こまちハート・オブ・ゴールド |
| 3 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

提案理由

施設の有効利用と管理運営を効果的に行うため、指定管理者を指定するもの。

湯沢市雄勝スポーツセンターの指定管理者候補者の選定について

■施設の概要

名称：湯沢市雄勝スポーツセンター

位置：湯沢市秋ノ宮字中島365番地

構造：鉄筋鉄骨コンクリート、延床面積3,340.32㎡

湯沢市雄勝スポーツセンターは、平成27年に市民の健康づくり及びスポーツレクリエーションの普及振興を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設である。

■指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

■指定管理者の候補者

湯沢市秋ノ宮字中島365番地

NPO法人 こまちハート・オブ・ゴールド 理事長 藤原寛文

■公募によらない選定の理由

湯沢市雄勝スポーツセンターは、市民の健康づくり及びスポーツレクリエーションの普及振興を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設である。

施設の設置目的と事業の特殊性等を勘案し、雄勝地域において、スポーツの振興を図り、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与しているNPO法人こまちハート・オブ・ゴールドを公募によらない指定管理者の候補として選定したい。

■業務遂行能力

NPO法人こまちハート・オブ・ゴールドは平成27年7月から湯沢市雄勝スポーツセンターの指定管理者として、施設の適切な維持管理並びに各種事業を展開し利用者のサービス向上を図っており、今後も引き続き安定的に同施設を管理できるものと見込まれる。

■指定管理料（参考）

平成31年度 10,873千円